

5

聖武天皇が遷都を繰り返したわけ

聖武天皇の遷都をめぐる謎



図10 聖武天皇

一般に聖武天皇(図10)は、長屋王の変(七二九年、後述)や天然痘の流行(七三七年)、藤原広嗣の乱*(七四〇年)などの政情不安に悩んで東国へ行幸し、恭仁京、紫香楽宮、難波京と遷都を繰り返したとされています。確かにこうした動きだけを見れば、甚だ計画性を欠き、それゆえ「彷徨する(さまよえる)王権」などと呼ばれることも納得できます。

しかし聖武は本当に何の計画性もなく、こうしたことを行ったのでしょうか。実はこの動きには、聖武が行った別の大事業が大きく関係していたようなのです。そのあたりのいきさつを、主に遠山美都男氏の研究にもとづいて見ていくことにしましょう。

*大宰少貳藤原広嗣が橘諸兄、玄昉、吉備真備らを排し、藤原氏の復権をめざして起こした乱。追討軍に敗れ、処刑された。

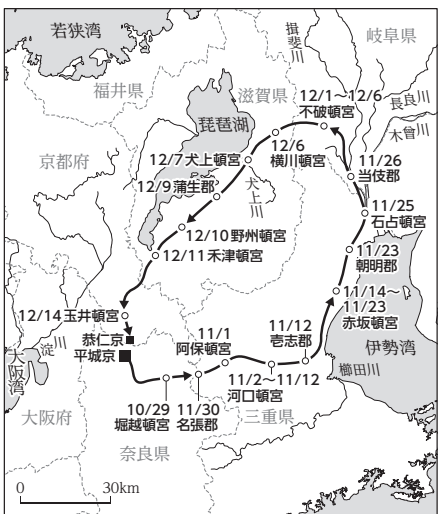


図11 聖武天皇関東行幸図 (両図とも遠山美都男「彷徨の王権 聖武天皇」所掲図を一部改変)

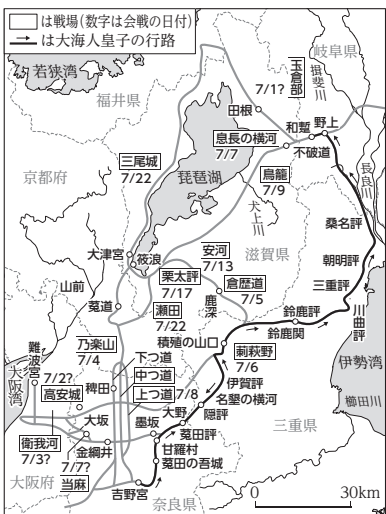


図12 大海人皇子の進軍ルート

東国行幸のルートが意味するもの

図11は聖武の東国行幸ルートを示したものです。これは七世紀後半に、ある天皇(当時は皇子)が内乱の際に移動したルートとほぼ重なっていますが、おわかりでしょうか。

答えは、聖武の曾祖父にあたる天武天皇(当時は大海人皇子)が、壬申の乱の際に進軍したルートです(図12)。ではなぜ聖武は大海人皇子の跡をたどるようなことをしたのでしょうか。これについては、壬申の乱を追体験することによって皇子が抱いたであろう危機意識をつぎ従う官人たちと共有し、政情不安に陥っていた状況を打開するための一体感を得ようとしたため、との意見があります。確かにそのような面も否定できませんが、他に何か理由はなかったのでしょうか(この点、後述)。

*天智天皇没後の六七一年、その子大友皇子と弟大海人皇子との間で起こった内乱。大海人が大友を破り、天武天皇として即位した。

母宮子の称号をめぐる

神龜元年（七二四）に即位した聖武天皇の初政を支えたのは、皇親（天皇家の親族）にして左大臣の長屋王^{*}でした。即位直後の二月初め、聖武は生母藤原宮子（不比等の娘）を尊んで「大夫人」と呼ぶように命じます。ところが三月後半になって長屋王らは、公式令^{くしきりょう}という決まりによれば天皇の母は「皇太夫人」と呼ばれるはずである、と疑義を述べました。結局聖武は、先の命令を撤回して「文書では皇太夫人とし、口頭では「大御祖^{おおみおや}」と呼ぶように」と改めて命じました。

この一連のできごとの評価については、従来は聖武と長屋王の対立と見る説が一般的でした。しかしその後「長屋王らの提議は聖武を批判しているわけではなく、聖武の命令と公式令との板ばさみとなった長屋王らが、どうすればよいか伺ったものであって、そこに対立を見るのは誤り」とする意見が強まりました。近年では、「聖武は皇族出身ではない宮子を権威づけるため、本心では皇太夫人の称号を与えたかったが、はじめ遠慮してそうしなかった。長屋王らはそれを察知して、いわば恩を売る形で申し出たのであって、実は聖武もそれを期待していた」とする説（渡辺晃宏氏）がある一方で、「藤原氏出身で、自分を生んだ後に精神を病み、通常の生活もままならない宮子に、皇太夫人などという虚飾に満ちた称号を贈ることに抵抗があった」というまったく異なる意見（遠山氏）もあるのです。

*天武天皇の孫。八世紀前半、政治の実権を握ったが謀反の疑いをかけられ天平元年（七二九）自害（長屋王の変）。昭和

六十三年（二九八八）、平城京付近で屋敷跡と大量の木簡が発見された。

長屋王との関係

なかなか聖武の胸の内を推し量るのは困難ですが、いずれにしても一ついえそうなのは、聖武が自分の母が皇族出身ではないこと（天皇の母が皇族でないのは史上初）を強く意識していた、ということです。

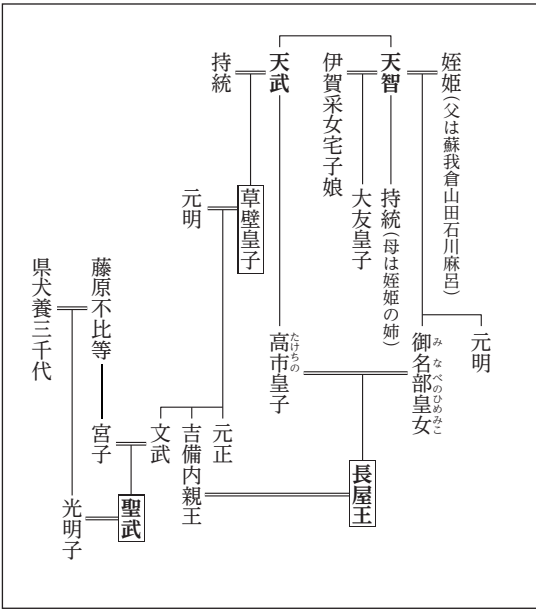


図13 聖武天皇・長屋王の関係

なぜその長屋王がその後国家転覆の疑いをかけられ、自尽に追い込まれてしまったのでしょうか。この時、追討軍を指揮したのが藤原四兄弟の三男宇合^{うまかい}だったことから、事件は藤原氏による謀略とする説がありますが、追討を決断・命令したのはあくまでも聖武でした。やはり聖武の長屋王に対する何らかの思いが関わっているようです。それはいったいどのようなものだったのでしょうか。ここで図13をご覧ください。聖武と長屋王それぞれの両親を見て、何か気づくことはないでしょうか。

聖武は長屋王より一世代後の人物であり、父は

文武天皇ですが、母は既にふれたように皇族ではない藤原氏でした。これに対し長屋王は両親とも皇族であり、しかも祖父は父方が天武、母方は天智という、この上ない血統でした。聖武即位前の和銅八年（七一五）、長屋王と吉備内親王との間の子を皇孫扱いにすることが決まっており、長屋王は聖武（この時点では首皇子）に次ぐ天皇候補者と見なされていたのです。しかも王は多数の子女をもっており、皇位の継承という点でも安定した家系でした。

聖武がこうした長屋王とその家に潜在的な危機感を抱いていた可能性は、否定できないのではないのでしょうか。壬申の乱の追体験は、天武、より直接的には天武により嫡子とされた草壁皇子の直系であることを官人たちに認識させるため（こうすれば同じ天武系の長屋王との違いがはつきりする）でもあった、と遠山氏は指摘しています。

天皇不適格者？

そもそも聖武の即位は幼少時から約束されていたようなイメージがありますが、実際にはどうだったのでしょうか。

聖武（首皇子）が十五歳（父文武は同じ年齢で即位）の和銅八年、元明天皇（首の祖母）は、「皇太子（首のこと）はまだ幼すぎ、とても天皇としての政務をこなすことは無理」と述べています。また十九歳の時にも、元正天皇（首の伯母）は「（首は）まだ幼く政務に習熟していない」として二人の親王を輔佐につけています。これらのことから推測できる聖武の心情とは、どのようなものでしょうか。

それは、もう年齢的には十分即位できるはずなのに、このようにいわれるということは、自分は天皇としては不適格なのではないか、という疑念を抱いた、ということだと思います。遠山氏は前述した血統とともに、この点でも聖武が強いコンプレックスをもっていた可能性を指摘しています。

恭仁京の位置づけ

さて、以上のようなことをふまえて、聖武が都を次々と遷していったいきさつを見ていくことにしましょう。伊勢への行幸へ出発する直前の天平十二年（七四〇）十月に発した声明の中で、聖武は「考えるところあつて今月末からしばらく関東（鈴鹿関の東という意味）に行幸しようと思う。このようなことをしている場合ではないのだが、しかたのないことである」と述べています。時あたかも九州で藤原広嗣が反乱を起こしており、「このようなことをしている場合ではない」と自らを責めています。それでも考えるところがあるので出発する、ということです。この「考えるところ」とはいったい何なのでしょう。

まず、最初に建設した恭仁京の位置づけについて見ていきます。この年十二月に聖武は恭仁京（既に造営は始まっていたが未完成）に入りますが、その約一年後の天平十三年十一月、時の政権を主導していた右大臣橘諸兄が「此の間の朝廷を何という宮名にしますか」と尋ねると、聖武は「大養徳恭仁大宮」と命名しました。さて、この話には二つ気になる点がありますが、おわかりでしょうか。

まず一つは、諸兄が「此の間の」といつている点です。これは彼が聖武の意をうけて、恭仁京が時期的に限定されて使われる都だと理解していたことを示しています。そして二つめは、恭仁京は山城国相楽郡内（京都府木津川市）にあったにもかかわらず、聖武が宮名の前に「大養徳」（これは天皇の統治が及ぶヤマトではなく大和国をさす。七三七年十二月、「大倭国」から「大養徳国」へ変更）と付していることです。

26

悪代官は本当に多かったのか —「御代官様」の実像

代官をめぐる謎

映画やテレビに出てくる江戸時代の代官は、煌びやかな衣装を身にまとい、農民からは厳しく年貢を取り立てる一方で、商人と癒着して「お主も悪よのお」などといいながら賄賂を受け取り、最後には悪事が露見して水戸の御老公に成敗される、というような姿で描かれるのが常です。しかし、これは本当の姿なのでしょうか。代官は幕領や旗本知行地の支配を担当した役人ですが、その実態は意外に知られていないのが現状です。以下、具体的に見ていくことにしましょう。



幕府内での位置づけ

代官は、幕府財政を管轄し幕領の民政を統轄した勘定奉行に属し、旗本の中でも最下層の人々が任ぜられました。その禄高（給料）は寛保三年（一七四三）に一五〇俵と定められましたが、これは現在のお金にして四五〇万円ほどになります（米価換算）。現在にたとえれば、ノンキャリア組の国家公務員といったところでしょう。

そして意外に知られていませんが、定年制度はなく、江戸中・後期には全体の約六割が現職のまま死亡したり、病氣・老衰により辞職したりして、代官のまま現役を終えていたのです。この間、平均して二、三回の転勤があり、一カ所での平均勤務年数は六年弱でした。

こうした立場にあった人々が、一人で五〜十万石という中小大名クラスの領域を管轄した（全国で四〇〜五〇名程度）ということは、もつと注目されてもよいと思います。

代官の仕事

地方と呼ばれる年貢徴収をはじめとした民政一般事務と、公事方と呼ばれる警察・裁判事務の大きく二つがありました。このうち最も重要な年貢徴収は、一坪の田の米をサンプルとして収穫し、これをもとに課税額を決めたので、代官が勝手に増税してその一部をピンハネするなどということは、原則としてできませんでした（ただし細かい内情については後述）。

また裁判に関しても、自己裁量で処断できるのは軽犯罪のみで、ほとんどの事案は報告書を作成して勘定奉行に届け、その指示を仰がなければならなかったのです。全般的に規則に縛られ、時代劇に描かれているような勝手気ままな振る舞いは、とてもできませんでした。

代官のうち関東に支配所がある者は、陣屋と呼ばれる役所をもたず、江戸で拝領した屋敷を改装し、そこで執務しました。さらに任地が東北・信越の代官は、部下だけを陣屋に常駐させ、代官自身は検見（年貢量を決めるための調査）の時だけ現地に出かけて陣屋に数週間ほど滞在しましたが、ふだんは暮らしやすい江戸にいたようです。



図53 飯島陣屋(長野県、天領、復元)

陣屋の誘致合戦

代官役所として地方の幕領に設置される陣屋(図53)は、その建設費用が六〇〇〜二〇〇両(一両十万円として六〇〇〜二〇〇〇万円)、維持費も含めると村の負担は年間一〇〇〜二〇〇両にものぼりましたが、それでも村民たちは自分たちの村に陣屋が置かれることを強く望みました。負担も多いし、代官から直接睨まれるような感じで嫌がるわけではなかったのです。この理由を考えてみましょう。

答えは、まずこれによって人の出入りが多くなり、村が活気づいて雇用が増え、流通・商業もさかになる、という経済的メリットがあげられます(何か現在にも通じる話ですね)。

それともう一つは、意外(?)にも代官にいてもらった方が年貢の減免に融通がきく、ということです。長く住んでいる村には愛着が湧き、あまり厳しいこともいえなくなるのでしょうか(代官つて、いい人が多かったのかもしれない)。

代官の懐事情

さて代官は、役所の運営費として江戸前期においては、口米・口永くちまいと呼ばれる本年貢の三%の付加税を徴収してこれにあてることが認められていましたが、これでは不作の時に減少してしまいますし、もともと十分なものではありませんでした。

そこで享保十六年(一七二五)に口米・口永をやめ、あらためて幕府から役所の運営費を地域や支配高に応じて支給することとしました。例えば五万石の幕領を支配地とする代官の場合、給料一五〇俵の他に、経営費として年に五五〇両(五五〇〇万円)、米七〇人扶持が支給されましたが、これで三〇人ほどの部下たちの給与、役所の維持費、出張旅費、事務費、交際費などをすべて賄わなければならなかったため、通常でも収支はギリギリだったようです。そしてこの他、特に代官就任に際して莫大な費用がかかったのですが、それはどのようなことに必要だったと思いますか。

答えは、任地への引越費用(大名行列並の規模だったという)、役所への改造費などで、ある代官などは就任時だけで二〇〇〇両(二億円)近くもかかったそうです。つまり代官は、就任したとたんにも多額の借金を抱えることになり、その返済は子や孫の時代まで続くこともあったのです。もしこれを補うために年貢に手をつけたり、また代官自らでなくてもその部下が不正を行って(この点、詳しくは後述)年貢に損失が出れば、島流しや御家断絶という厳しい処分が待っていました。

ずるいと思っていた代官が、だんだん哀れに思えてきませんか？

*最下層なのに一応は旗本ということで、その体裁を整えるためにそれなりの武具一式を整えたり、贈答儀礼などを行ったた

29 江戸時代の農民に 休日はあったのか

江戸時代の農民の休日をめぐる謎

江戸時代の農民に休日があったか、などということ考えたことはありませんか。厳しい年貢などの負担にあえいで、農民たちには休日などはほとんどなかったのではないかとイメージする人も多いのではないのでしょうか。しかし史料にもとづいて調べていくと、意外な農民たちの様子、そしてその背後にある当時の農業との関係が浮かびあがってきます。以下、見ていくことにしましょう。



「公式」の休日数

表18は、天保十三年（一八四二）七月、下野国芳賀郡三谷村（栃木県真岡市）の村人たちが文書の形で領主に提出した、村の休日数をまとめたものです。一応合計すると一年間で三十二日ですが、正月の三が日以外は半日休みとあるので、実質的には十七・五日となります。ずいぶん少ないと思いませんか。そもそも、この休日数は本当に正確なものなのでしょうか。領主側が提出を求めていること、提出文書の最後に「ここで定めた休み以外は、決して休まないことを村人全員承知いたしました。もし心得違いで休んだ者は、どの

表 18 三谷村が領主に報告した休日数（天保 13・1842 年）

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 間 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|
| 休日数 | 7 | 3 | 3 | 2 | 1 | 5 | 5 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 |

ような処罰でもお受けいたします。ここに印を捺して、その証拠といたします」とあることなどに注目して考えてください。

そうです。領主側に村の休日数に関して気になることがなければ、わざわざこのような文書を提出させる必要はなかったはずですが、そして文書の上では、村側は「丁重な表現で」「これ以上休みません」と誓っていますが、これを裏返して読めば、当時、実態として農民たちは、これ以上の日数を休日としていたのではないのでしょうか。だからこそ、それを危険視した領主側が、このような文書を出させることによつて、そうした状況を規制しようとしたのではないかと、この推測が可能となるのです。

実際の農民の休日数は？

三谷村の文書は、領主側に提出した、あくまで建前を記したものです。実際の休日数を調べるためには、これとは性質の異なる史料にあたらなければなりません。ここで、それに適したものを紹介します。同じ下野国都賀郡助谷村（栃木県壬生町）のある村役人は、江戸後期に十年余りにわたって日記（「万日記」、図58）をつけており、その中で年間の休日数を●印で克明に記録していました。表19は、それをもとにしてまとめた享和二年（一八〇二）の休日数ですが、これを見ると、この年の休日数は八十二日もあったことがわかります*。この休日数は年によつて若干の変動はありますが、他の年もそれほど大きな違いはなく、寛政十一年（一七九九）から文化七年（一八一〇）まで

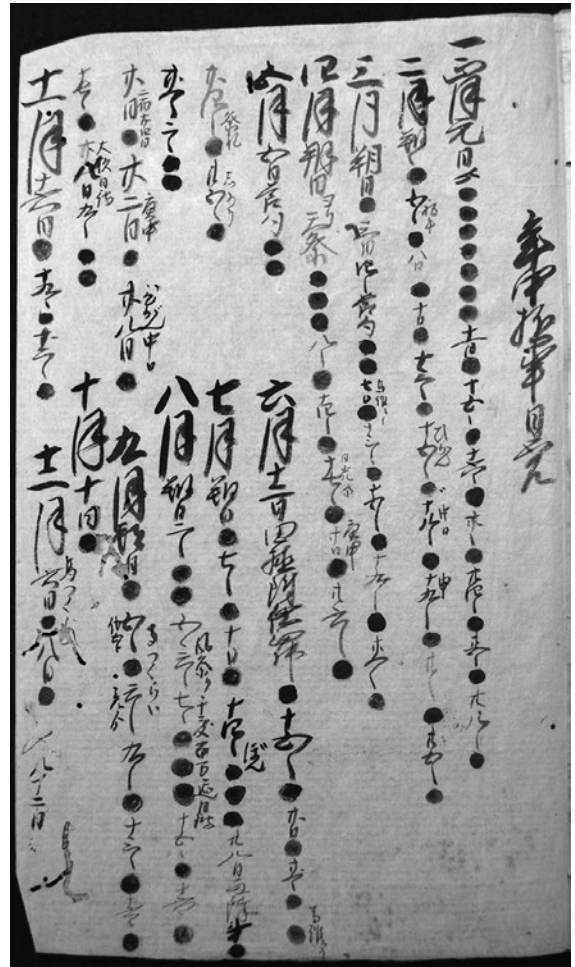


図 58 「万日記・年中遊事日覚」(享和2・1802年)
 (桑川芳雄氏所蔵 栃木県立文書館寄託)

表 19 助谷村の村役人が日記に記録した休日数(享和2・1802年)

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|-----|----|----|---|---|---|---|---|----|---|----|----|----|
| 休日数 | 14 | 10 | 8 | 8 | 2 | 7 | 8 | 10 | 9 | 1 | 3 | 2 |

の十二年間の平均は、七十三日になります。これは三谷村の場合に比べてはるかに多い日数です。もちろん二つの事例は時代も場所も異なりますが、それにしてもやはり「公式」の休日数と実態とでは、かなりの差があつたことはまちがいないようです。

*五月と十月は農繁期(田植えと稲刈り)にあたるので、休日数は極端に少なくなっている。

領主側の本音

ここで、そのことが確認できる事例を紹介しましょう。天明四年(一七八四)に宇都宮藩が出した命令の中に、「村の鎮守のお祭り日以外にも、休日と言つて農業をせず、遊んでいるというところがあるそうだが、大いにまちがっている」と書かれています。やはり領主側は、村の農民たちが定められた日以外も休日になっている状況をつかんでいたのです。ここで領主側が最も心配しているのは、どういうことでしょうか。

領主側の最大の願いは、安定した年貢収入を得ることです。そのためには、農民がたくさん休んで、農業に支障が出るようでは困るわけです。別の史料ではもつと具体的に「農民が遊びにふけて経済的に困窮したり、風紀が乱れたりして、ついには一家滅亡、一村衰亡につながる」と記し、自らの本音を表には出さず農民たちに休日を増やすことの問題点を教え諭しています。

農民側の弁解

ところで前掲の「万日記」には、それぞれの休日が何のためのものかが記されているものがたくさんあります。例えば「ひかん(彼岸)」「初午」「馬作らい」「日光参」「祭礼」「ぼん(盆)」「風祭り」「庚申こうしん」「百万